

編集後記

6月中旬、ミュンヘンにて第3回知財研修所長シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、世界各国の公的な知財人材育成機関の集まりであるGNIPA (Global Network of IP Academies) のメンバー及びオブザーバが参加して年に1回開催されており、知的財産に関する教育、研修、調査研究等について情報・意見交換を行い、また、国際的な協力体制について議論する場となっている。

今回のシンポジウムは、WIPOとEPOの共催により、(独)工業所有権情報・研修館を含め世界各国より13カ国、4地域の人材育成機関が参加して開催された。そして、人材育成機関の設立や資金、研修プログラムの企画や評価といったテーマについて各機関の現状や取組みが紹介され、活発な情報・意見交換が行われた。最後には、人材育成面での協力を再確認し、共同のウェブサイト、eラーニング、研修プログラムの評価、講師や研修教材等の情報交換といったプロジェクトを含んだアクションプランを採択して幕を閉じた。

ところで、日本では、特許庁の研修所は古くから存在しており、また、知財分野における海外の人材育成支援についても長い歴史と豊富な実績があることも知られている。人材育成機関間での国際的な連携は歓迎すべきであろうが、なぜ最近になってこのような連携が始められるようになったのだろうか。また、今までの人材育成とは何が相違するのだろうか。

ブラジルが実施した人材育成機関に対するアンケート調査によると、14機関のうちの70%の機関は2002年以降に設立されたという結果が出ている。日本においても、特許庁に設置されていた研修所は、主に特許庁職員のための研修を行っており、特許庁職員以外の人材育成に積極的に取り組むようになったのは、2004年10月に研修事業が特許庁から(独)工業所有権情報・研修館に移管されてからのことである。すなわち、各国において知財制度整備や人材育成が重要視されるにつれて、比較的最近になって、公的な知財人材育成機関が設置されるようになったといえる。そして、各人材育成機関では、知財専門家の育成、知財マインド向上といった共通の課題を抱え、さらには、グローバルな知財人材も求められるようになってきている。このような背景から、知財分野での人材育成に関する経験や知見をお互いに交換するため、人材育成機関間での連携の必要性が高まってきたと考えられる。

このような連携の活用方法についてはいろいろな可能性がありそうだが、例えば、次のような活用形態を想定することができる。第1は、研修インフラを整備すること、すなわち、各国における研修プログラムや教材といった研修関連情報を相乗的あるいは相補的に利用することにより、各国の研修インフラを充実させることができるであろう。第2は、人材育成に有用な知財のコンテンツを交換することであり、一例として、各国知財制度に関する最新情報を交換してもよい。第3は、知財人材ニーズに応じた具体的な人材育成手段(ソリューション)を提供することであり、例えば、海外制度に精通した知財人材に対するニーズがあれば、海外の人材育成機関の協力を得ながら研修等を企画、実施することが考えられる。

知的財産推進計画2009では、イノベーション促進のための知財戦略を強化する施策として、先端医療分野における特許保護を大きな目玉としているが、その中で、先端医療分野の技術や海外の特許制度等に詳しい知財専門家の育成・確保といった課題が提示されている。また、グローバルな知財戦略を強化するための施策の一つとして、アジア諸国に対する人材育成支援を実施することが挙げられている。こういった課題に対して人材育成機関間の連携を活用し、例えば、海外から先端医療分野の知財専門家を日本に招いてセミナーを開催してもよい。また、海外での知財制度整備や人材育成に活用できるように、日本の研修関連情報だけではなく、知財の最新情報や話題等も継続的に発信していくことも大切であろう。

今後、各国の公的な知財人材育成機関の間では、GNIPAのようなグローバルなネットワーク、リージョナルあるいはローカルなネットワーク、さらには、日中、日韓での二国間連携のように、様々なレベルでの協力が進められると予想される。これら人材育成機関をノードとした新しいネットワーク構築はまだ緒に就いたばかりではあるが、国内のグローバルな知財人材を育成し、また、海外の人材育成を支援する上で、これらネットワークが活用されることを期待したい。

なお、本誌「特許研究」は、日本における知財研究や人材育成に資することはもちろん、海外各国にとっても有用な知財情報になると考えられることから、本号以降、本誌の論文、記事等の英訳を参考情報として発信する予定である。海外での人材育成に少しでも役に立てば幸いである。(TI)



知的財産を取り巻く状況が急速に変わる中において、我が国の知的財産権制度の一翼を担う司法の場も専門性を十分に発揮し、あるべき姿を模索している。本号の巻頭言では、裁判官として、また弁護士として知的財産関連訴訟に深く携わって来られた竹田氏に、最高裁判所の意欲的な二つの判決を題材に、特許法に投げかけられた課題について検討を加えていただいた。

一方、人工多能性幹(iPS)細胞を生成する技術の開発に我が国は沸いたが、ライフサイエンス分野における特許争奪戦は、一層熾烈なものになってきている。しかし、研究の現場には、今なお特許をめぐる、倫理的な問題や代替性の問題など、数多くの課題が山積している。そこで、本号の論文欄では、「ライフサイエンス分野における特許保護に関する現状と課題」を統一テーマとして、産官学の有識者の方々に、多様な視点から検討していただいた。

大阪工業大学の西大氏・一橋大学の長岡氏には、ライフサイエンス分野の発展に大きく寄与したと評価されている基幹特許47件の分析を基に、ライフサイエンス分野における上流特許の構造的な特徴について考察していただいた。

阿部・井窪・片山法律事務所の片山氏・加藤氏には、ライフサイエンス分野における特許権の効力に関し、特許法第69条第1項に規定された試験又は研究の例外や裁定実施権制度、適正な権利期間等の論点について、学説・判例等を概説していただいた。

アステラス製薬株式会社の渡辺氏には、医療関連特許、存続期間延長制度、リサーチツール特許、試験又は研究の例外等の論点について、企業の視点から望まれる制度について提示していただいた。

京都大学の早乙女氏・寺西氏には、大学が産官連携を進めていく上で直面している課題について概説していただき、それらを改善するための制度改正等をご提案いただいた。

特許庁特許審査第一部審査基準室長の田村氏には、知的財産推進計画2009での指摘事項を基に、国内外の動きをまとめた上で、残された課題について指摘していただいた。

特許庁総務部企画調査課の田内氏には、特許出願技術動向調査の中から、「再生医療」の調査結果についてご報告いただいた。日米欧のみならず、中国・韓国等の出願動向なども概観でき、本分野における世界の相関図を理解することができる。

判例評釈欄では、複数の請求項に係る訂正請求がされた場合の許否判断の手法について判断を下した最高裁判決について、弁護士の田中氏に考察をしていただいた。

情報欄では、特許庁総務部普及支援課の木村氏に中小企業の知的財産に関する状況についてまとめていただいた上で、中小企業に対する知的財産戦略支援等の取組をご紹介いただいた。

資料欄では、環境と知的財産の問題を扱った報告書を取り上げた。「知的財産権は気候変動に係る技術移転の障壁か？」という課題について検討を加えた報告書について、エグゼクティブ・サマリー一部分を紹介した。(M.T)

<お詫びと訂正>

2009年3月31日に発行致しました特許研究第47号の掲載内容の一部誤りがございました。謹んでお詫びいたしますとともに、下記の通り訂正させていただきます。なお、Webでは該当箇所を訂正したものを公開しております。

■掲載箇所：資料欄93頁

(誤)第20条 中国の組織又は個人が国内で完成させた発明又は実用新案について外国で専利を出願する場合、いかなる組織又は個人も事前に国務院専利行政部門に報告し、守秘審査を受けなければならない。

(正)第20条 いかなる組織又は個人が中国で完成させた発明又は実用新案も、外国で専利を出願する場合には、事前に国務院専利行政部門に報告し、守秘審査を受けなければならない。

特許研究 PATENT STUDIES No. 48 (September 2009) ©

平成21年9月30日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)



印刷所

勝美印刷株式会社

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。